

平成 16 年 No.28

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

承認経過

平成 16 年 10 月 7 日 放射線安全委員会 承認

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年10月 8 日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成 16 年規程第 55 号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 （使用） 第18条 放射性同位元素又は放射線装置を使用する場合は、施行規則第15条に定める基準に従い、かつ、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者又は放射線装置使用責任者の指示に従わなければならない。 (1) 原則として、ゴム手袋を使用すること。 (2) 作業台等は、ビニールシート、ポリエチレンろ紙等で表面を被覆すること。 (3) 原則として、ポリエチレンろ紙等で表面被覆したバット内で取り扱うこと。 (4) 空気中に飛散するおそれのある放射性同位元素は、フード又はグローブボックス内で取り扱うこと。 (5) 身体、実験衣、器具等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、直ちに汚染の除去、廃棄等の処置をとること。 (6) 誤って人体及びR I 実験施設に大量の汚染が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに取扱主任者へ連絡するとともに、応急の処置をとること。 (7) R I 実験施設内での放射性物質の受け渡しは、確実に行い、その所在を明確にしておくこと。 <u>2 放射性同位元素等を使用する場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、放射性同位元素使用記録に、その日時、業務従事者の氏名、放射性同位元素の種類、汚染状況及びその他必要な事項を記録すること。</u> （保管） 第19条 放射性同位元素等を保管する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 所定の容器に格納し、貯蔵庫に保管すること。 (2) 気化又は飛散しやすい放射性同位元素等は、貯蔵室内の空気及び物品等を汚染しないよう気密容器に封入するなどの処置をすること。 (3) 放射性同位元素等の使用を終了したときは、速やかに所定の貯蔵室に戻すこと。 (4) 放射性同位元素等を貯蔵室に搬入し、又は貯蔵室から搬出するときは、<u>放射性同位元素搬出・搬入記録</u>に、その日時、業務従事者の氏名、放射性同位元素等の種類及びその他必要な事項を<u>記録</u>すること。 （運搬） 第20条 放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 運搬用の容器に入れるとともに、受皿等を使用し、容器、運搬器具等の表面に汚染がないことを確認すること。	〔省略〕 （使用） 第18条 放射性同位元素又は放射線装置を使用する場合は、施行規則第15条に定める基準に従い、かつ、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者又は放射線装置使用責任者の指示に従わなければならない。 (1) 原則として、ゴム手袋を使用すること。 (2) 作業台等は、ビニールシート、ポリエチレンろ紙等で表面を被覆すること。 (3) 原則として、ポリエチレンろ紙等で表面被覆したバット内で取り扱うこと。 (4) 空気中に飛散するおそれのある放射性同位元素は、フード又はグローブボックス内で取り扱うこと。 (5) 身体、実験衣、器具等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、直ちに汚染の除去、廃棄等の処置をとること。 (6) 誤って人体及びR I 実験施設に大量の汚染が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに取扱主任者へ連絡するとともに、応急の処置をとること。 (7) R I 実験施設内での放射性物質の受け渡しは、確実に行い、その所在を明確にしておくこと。 （保管） 第19条 放射性同位元素等を保管する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 所定の容器に格納し、貯蔵庫に保管すること。 (2) 気化又は飛散しやすい放射性同位元素等は、貯蔵室内の空気及び物品等を汚染しないよう気密容器に封入するなどの処置をすること。 (3) 放射性同位元素等の使用を終了したときは、速やかに所定の貯蔵室に戻すこと。 (4) 放射性同位元素等を貯蔵室に搬入し、又は貯蔵室から搬出するときは、<u>放射性同位元素搬出・搬入記録簿</u>に、その日時、業務従事者の氏名、放射性同位元素等の種類及びその他必要な事項を<u>記入</u>すること。 （運搬） 第20条 放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 運搬用の容器に入れるとともに、受皿等を使用し、容器、運搬器具等の表面に汚染がないことを確認すること。

(2) 運搬中は、容器の転倒、転落等のないようにすること。 2 放射性同位元素等を管理区域外において運搬する場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、<u>放射性同位元素運搬記録</u>に、その日時、運搬方法、業務従事者の氏名、荷送人の氏名等及びその他必要な事項を<u>記録</u>すること。 (廃棄) 第21条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 原則として、固体又は液体として廃棄すること。 (2) 排水設備で廃棄することのできるものは、器物等の洗浄により生じたもので、排水口における排水中の放射性同位元素の濃度が、許容濃度以下のものであること。 (3) 廃棄業者に引き渡すことのできるものは、所定の容器に詰め替えて廃棄物貯蔵室に保管し、適宜、引き渡すこと。 (4) 廃棄物貯蔵室に保管する廃棄物は、所定の容器に封入し、その表面に、<u>内容物</u>、放射性同位元素等の種類、数量、廃棄年月日、業務従事者名等を明示し、<u>放射性同位元素廃棄記録</u>に必要な事項を<u>記録</u>すること。 (5) 水素3，炭素14，硫黄35，リン32又はカルシウム45を含む放射性有機廃液は、<u>第3号による処理又は放射性有機廃液焼却炉により焼却することとし、焼却する場合における濃度は、それぞれ次のア又はイに掲げる基準を満たしたものでなければならない。</u> ア 水素3，炭素14又は硫黄35を含む放射性有機廃液については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり37ベクレル以下とすること。 イ リン32又はカルシウム45を含む放射性有機廃液については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり3.7ベクレル以下とすること。 (測定) 第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。 2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水の都度放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。 3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。 4 <u>電離則第55条に規定する空気中の放射性物質の濃度の測定は、1月を超えない期間ごとに行い、その結果を記録し、これを5年間保存しなければならない。</u> 5 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して	(2) 運搬中は、容器の転倒、転落等のないようにすること。 2 放射性同位元素等を管理区域外において運搬する場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、<u>放射性同位元素運搬記録簿</u>に、その日時、運搬方法、業務従事者の氏名、荷送人の氏名等及びその他必要な事項を<u>記入</u>すること。 (廃棄) 第21条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1) 原則として、固体又は液体として廃棄すること。 (2) 排水設備で廃棄することのできるものは、器物等の洗浄により生じたもので、排水口における排水中の放射性同位元素の濃度が、許容濃度以下のものであること。 (3) 廃棄業者に引き渡すことのできるものは、所定の容器に詰め替えて廃棄物貯蔵室に保管し、適宜、引き渡すこと。 (4) 廃棄物貯蔵室に保管する廃棄物は、所定の容器に封入し、その表面に、<u>内容物</u>、放射性同位元素等の種類、数量、廃棄年月日、業務従事者名等を明示し、<u>所定の廃棄物記録簿にその他必要な事項を記入</u>すること。 (5) 水素3，炭素14，硫黄35，リン32又はカルシウム45を含む放射性有機廃液は、<u>放射性有機廃液焼却炉により焼却することとし、その場合における濃度は、それぞれ次のア又はイに掲げる基準を満たしたものでなければならない。</u> ア 水素3，炭素14又は硫黄35を含む放射性有機廃液については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり37ベクレル以下とすること。 イ リン32又はカルシウム45を含む放射性有機廃液については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり3.7ベクレル以下とすること。 (測定) 第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。 2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水の都度放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。 3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。 4 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して
--	---

，立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ，次の各号に従い，その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は，外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は，胸部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか，体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が，胸部及び上腕部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあっては腹部及び大たい部）から成る部分以外の部分である場合は，当該部分についても行うこと。
- (4) 第2号及び第3号のほか，手，指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には，その部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は，内部被ばくについても測定を行うこと。

6 前項の測定の結果については，4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあっては，毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し，記録しなければならない。

7 前項の測定結果から，実効線量及び等価線量を4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあっては，毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について算定し，記録しなければならない。ただし，4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は，平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに，当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し，記録すること。

8 前2項の測定記録簿は，永久保存とし，その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし，5年間保存後に，文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は，この限りではない。

〔省略〕

（健康診断）

第24条 学長は，放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い，管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して，施行規則第22条及び電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断を実施しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は，平成16年10月8日から施行する。

，立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ，次の各号に従い，その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は，外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は，胸部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか，体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が，胸部及び上腕部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあっては腹部及び大たい部）から成る部分以外の部分である場合は，当該部分についても行うこと。
- (4) 第2号及び第3号のほか，手，指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には，その部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は，内部被ばくについても測定を行うこと。

5 前項の測定の結果については，4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあっては，毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し，記録しなければならない。

6 前項の測定結果から，実効線量及び等価線量を4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあっては，毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について算定し，記録しなければならない。ただし，4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は，平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに，当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し，記録すること。

7 前2項の測定記録簿は，永久保存とし，その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし，5年間保存後に，文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は，この限りではない。

〔省略〕

（健康診断）

第24条 学長は，放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い，管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して，施行規則第22条及び電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断を実施しなければならない。

〔省略〕